



雲南市からのお知らせ



老人医療受給者の方へ
保険証が変わったら届出を

おめでとう!! 14日です

◎叙位叙勲受章

元三刀屋町議会議員として多年にわたり地方自治の進展に寄与された功績により
旭日里光章

故 秦 忠義さん(三刀屋町)

◎地域づくり総務大臣表彰受賞

【地域振興部門】
日本たまごかけごはんシンポジウム実行委員会
魅力あふれる地域づくりを積極的に推進し、功績のあった地域づくり団体として全国15団体に選定されました。

◎少年消防クラブ(フレンドシップ2007)(総務省消防庁)

佐世小学校少年消防クラブ
少年消防クラブの優良活動団体として、全国27団体のひとつに選ばれました。

◎平成18年度畜産大賞優秀賞【地域畜産振興部門】

木次乳業有限公司
地域の畜産振興や活性化に寄与・貢献している団体として、自然と共生・地域と共創した活動事例が評価されました。

国民年金 学生納付特例制度について

市民生活課

☎0854-4011031
日本に住む20歳から60歳までの方は、国民年金に加入しなければなりません。

学生の皆さんも、20歳になると国民年金第1号被保険者として加入し、国民年金保険料を支払う義務が生じます。

国民年金制度では、収入が基準以下の学生について「学生納付特例制度」が設けられており、申請し承認されると在学中の保険料納付が猶予されます。一般の保険料免除と違い、家族の方の所得の算多は問いません。

学生納付猶予制度で承認された期間は、将来老齢基礎年金を受け取るために必要な支給資格を受けるのに数えられません。

ただし、老齢基礎年金額の計算の対象期間には含まれませんので、このままだと満額の老齢基礎年金額が受け取れません。満額年金受給のために、10年以内に承認された期間の保険料を納める事(追納)ができます。追納保険料額は、承認月から2年を過ぎると当時の保険料に計算額が加わり

市民生活課

国民健康保険の加入・喪失手続きを忘れずにしましょう。
なお、届出は、14日以内に忘れずにしましょう。

☎0854-4011031

【国民健康保険】加入・喪失手続きに必要なもの

	こんなとき	届出に必要なもの
加入の場合	転入してきたとき	転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書、印鑑
	子供が生まれたとき	保険証、母子手帳、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
やめる場合	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書、印鑑
	転出するとき	保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき／職場の健康保険の被扶養者になったとき	両方の保険証、(未交付のときは、それらを証明できるもの)、印鑑
	死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印鑑
	生活保護をうけたとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑
その他	外国人が脱退するとき	保険証、外国人登録証明書
	退職者医療制度の対象となったとき	保険証、年金証書、印鑑
	同じ市内で住所が変わったとき／世帯主が変わったとき／世帯が分かれたり、いっしょになったとき／出産ぎ・長期旅行のとき	保険証、印鑑
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書、印鑑
	保険証をなくしたとき	身分を証明できるもの(使えなくなった保険証など)、印鑑

【老人医療】このような場合には届出をおねがいします

	こんなとき	届出に必要なもの
転出するとき	一定の障害のある方が65歳になったとき、または65歳を過ぎてから一定の障害のある状態になったとき	身体障害者手帳・国民年金証書(障害年金分)・医師の診断書のいずれかの書類、保険証、印鑑
	加入している医療保険が変わったとき	医療受給者証、新しい保険証、印鑑
死亡したとき	市内で住所が変わったとき	医療受給者証、保険証、印鑑
	生活保護を受けるようになったり、医療保険の資格を失ったりしたとき	医療受給者証、保険証、印鑑
	死亡したとき	死亡した方の医療受給者証、印鑑

市民生活課

☎0854-4011031

本人や扶養者の就職・退職などにより、加入している医療保険が変わったり、保険証の記号番号が変更になったりした場合は市役所に届出けることになっています。
新しい保険証を受け取ったら、お近くの総合センターまたは市役所市民生活課で忘れずに手続きを行いましょ。

障害基礎年金や遺族基礎年金の支給には、初診日や死亡日の前々月までの1年間に未納が無い等が必要で、なお、前年度の所得を確認する必要がありますので、毎年度申請が必要です。

学生証をお持ちになり、市役所市民生活課、またはお近くの総合センター自治振興課へお出かけください。

「高齢者の生活機能調査」への協力をお願いします

雲南市地域包括支援センター

☎0854-4011043

高齢化が進む中、住み慣れた地域の中で、高齢者ができる限り自立した生活を送ることができるようになることが重要になっていきます。その仕組みの一つが「介護予防」であり、雲南市でも様々な介護予防の取り組みを行っています。

この介護予防の取り組みをより充実させていくため、島根県からの委託を受けて「高齢者の生活機能調査」を行います。期間中、調査員が訪問させていただきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

します。

高齢者生活機能調査の内容

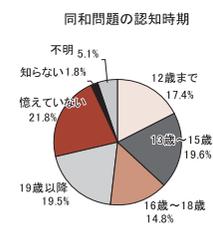
- ①調査の対象
雲南市在住の高齢者148人
- ②調査期間
平成19年4月(予定)
- ③調査の内容
高齢者の生活習慣や日常生活の状況をお聞きします。
- ④個人情報取り扱い
調査の結果は、調査分析のために活用し、個人の秘密は守られます。

人権問題に関する意識調査の結果

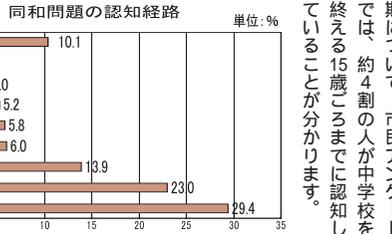
雲南市人権センター

☎0854-421767

歴史的過程の中で、被差別部落に「生まれ、育った」という、それだけの理由で、人間として当然の権利を奪われてきた、いわれなき差別が同和問題です。



同和問題についての認知時期について、市民アンケートでは、約4割の人が中学校を終える15歳ごろまでに認知していることが分かります。



また、同和問題の認知経路では、上位に「学校の授業」があげられており、身近な人から教えてもらったことも分かっています。

私たちにとって、「早い時期から正しい内容で身近な人から」同和問題の解決のための教育や啓発活動に参加し、学習することで人権意識を高める努力をすることが大切なことではないでしょうか。

雲南市からのお知らせ